

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

別海町上春別中学校 令和8年（2026年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

上春別中学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校ブログを  
御覧下さい。

### 【基本的な姿勢】

- ①いじめを決して『許さない・見過ごさない』雰囲気づくりに努める。
- ②生徒同士・生徒と教職員相互の温かい人間関係の構築に励む。
- ③生徒の『自己有用感』を高め、自尊感情を育て高める教育活動を推進する。
- ④いじめの『早期発見・早期解決』のために様々な手段を講じる。
- ⑤いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携をさらに深める。

上春別中学校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

いじめの防止対策を継続的・組織的に行うため、以下の機能を担う校内組織の『生徒指導委員会』を設置し、学校経営計画書にも組織を位置付け記載。

〈構成員〉 校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・学級担任・(SC)等

〈活動〉

- ①教職員間での情報交換及び共通理解(生徒理解交流)
- ②いじめ防止に向けた「未然防止・早期発見・早期対応」の取組に関すること
- ③いじめに関する調査や解消に向けた判断に関すること
- ④いじめについての理解と啓発に関すること

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

- ①いじめアンケート(道教委)の年3回実施
- ②諸検査による学級の間関係把握及び個々の生徒理解
- ③教育相談等での生徒理解及び保護者との意見交流
- ④生徒会活動を通したいじめ未然防止運動
- ⑤その他、人権教室・ネットモラル教室の開催、いじめ対応の校内研修等

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和8年度の上春別中学校のいじめ対策組織担当は、教頭の 石尾 です。

連絡先 0153-75-6136 (学校代表電話)

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	<a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
(メール)	<a href="mailto:tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
根室教育局教育相談電話	(電話) 0153-24-5830	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター